

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第12部 放射線治療</p> <p>M001 体外照射</p> <p>【項目の削除】</p> <p>【注の追加】</p>	<p>1 エックス線表在治療 イ～ロ (略)</p> <p>2 コバルト<sup>60</sup>遠隔大量照射 イ 1回目 ロ 2回目</p> <p>3 高エネルギー放射線治療 イ～ロ (略)</p> <p>4 強度変調放射線治療 (IMRT) イ～ロ (略)</p> <p>250点 75点</p> <p>(追加)</p>	<p>1 エックス線表在治療 イ～ロ (略)</p> <p>2 高エネルギー放射線治療 イ～ロ (略)</p> <p>3 強度変調放射線治療 (IMRT) イ～ロ (略)</p> <p>2 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1門照射又は対向2門照射により、1回の線量が2.5 Gy以上の全乳房照射を行った場合は、1回線量増加加算として、460点を所定点数に加算する。</p>

<p>【注の見直し】</p>	<p>注2 術中照射療法を行った場合は、患者1人につき1日に限り、所定点数に3,000点を加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注2 術中照射療法を行った場合は、患者1人につき1日に限り、5,000点を所定点数に加算する。</p>
<p>M001-3 直線加速器による放射線治療（一連につき）</p> <p>【点数の見直し】</p>	<p>1 定位放射線治療の場合 63,000点 2 1以外の場合 6,720点</p>	<p>→</p>	<p>63,000点 8,000点</p>
<p>M004 密封小線源治療（一連につき）</p> <p>【項目の削除】</p>	<p>2 腔内照射 イ（略） ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合 500点 ハ（略）</p>	<p>→</p>	<p>2 腔内照射 イ（略） ロ（略）</p>